

資産評価基準（非償却資産） 比較

参考資料 - 5

項目	日本道路公団	首都高速道路公団	阪神高速道路公団	本州四国連絡橋公団	検討課題の整理
・評価方法	道路事業固定資産は、個別資産を現時点で新たに取得すると仮定した場合の「再調達原価」に基づいて評価。 再調達原価の算定に際しては、周辺土地価格を基準として評価を行い、用地取得業務に附随して生じる間接費を加算。	土地の所有権等の取得価額に、一定のデフレクターを乗じた調整後の額に基づいて評価。	同左	同左	開始B/S関係 4.(3)
・構成要素 1.土地代	公的土地価額指標を用いて算出された市町村別・用途地域別の単価に棚卸数量を乗じて算定	実績にデフレクターを乗じて算定	同左	同左	
2.補償費	開通区間ごとに把握された補償実績をもとに市町村別に補償額を算定	実績にデフレクターを乗じて算定	同左	同左	開始B/S関係 4.(9)
3.測量費等	近年の実績に基づき、面積あたりの金額を算出し、棚卸数量を乗じて算定	実績にデフレクターを乗じて算定	同左	償却資産に算入	開始B/S関係 4.(11)
4.用地事務委託費	現行の積算基準に従い、土地代及び補償費に対する比率を用いて算定	実績にデフレクターを乗じて算定	同左	同左	開始B/S関係 4.(11)
5.埋蔵文化財発掘調査費	近年の実績に基づき、面積あたりの金額を算出し、棚卸数量を乗じて算定	実績にデフレクターを乗じて算定	(注)	償却資産に算入	開始B/S関係 4.(11)
6.労務費及びその他経費	近年の実績に基づき、土地代、補償費及び測量費等に対する比率を用いて算定	実績にデフレクターを乗じて算定	同左	土地に係る人件費は投下資本の回収計算に含まれてこないことから費用化。	開始B/S関係 4.(11)
・詳細 1.土地代 原価算入範囲	道路敷地の所有権等を現時点で新たに取得とした場合の費用	土地の所有権等取得費用	道路敷等の土地及び当該土地に関する権利の取得費用	土地の所有権等取得費用	開始B/S関係 4.(10)
原価算入額	1)道路管理上使用している図面・台帳に基づき、道路敷地を200mごとのブロックに分け、市町村ごとに周辺の都市計画法上の区域や用途地域(宅地、農地等)を考慮して区分 2)区分毎に当該区分の価格水準を示す公的土地価格指標を用いて価格決定し、数量を乗じ価額を決定	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「六大都市市街地価格指数」	1)過去の契約書類及び決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算定 2) 同左	1) 同左 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「地価公示」「地価調査」等	
2.補償費 原価算入範囲	建物・工作物・動産移転料 営業・立木・仮住居・残地補償移転雑費、鑑定料、敷地を取得する送電鉄塔移設費	同左	物件の移転補償費 営業補償費 その他の損失補償費	建物・工作物・動産移転料 営業・立木・仮住居・残地補償移転雑費、鑑定料	開始B/S関係 4.(9)
原価算入額	1)開通区間ごとの補償実績から土地の取得原価に算入する補償費(A)を推計 2)原価算入額 = 補償費(A) × 側道補正率 × 補償費按分率 × デフレクター ・側道補正率 = 道路敷地面積/用地取得面積(市町村単位) ・補償費按分率 = 当該市町村の道路敷地面積/区間の道路敷地面積 ・建設工事費デフレクター: 補償費の契約重心年度(供用開始の4年前)から修正	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「建設工事費デフレクター」(建築総合)	1)過去の契約書類及び決算書類等に基づき、取得原価を算定 2) 同左	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算定 2) 同左	
3.測量費等 原価算入範囲	土地測量費及び物件調査費	測量費等	取得しようとする土地及び当該土地に存する建物、工作物等に係る調査測量に必要な経費	-	開始B/S関係 4.(11)
原価算入額	1)近年の実績から各支社・局別の面積あたりの測量調査費を算出 2)原価算入額 = 面積あたり測量費等 × 棚卸数量	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「六大都市市街地価格指数」、「建設工事費デフレクター」(建築総合)	1) 同左 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「建設工事費デフレクター」(建築総合)	-	
4.用地事務委託費 原価算入範囲	用地事務委託費	用地取得等業務の委託に要する費用	用地取得、損失補償等に係る業務の委託に要する経費	用地事務委託費	開始B/S関係 4.(11)
原価算入額	原価算入額 = (土地代 + 補償費) × 2% 「2%」: 用地事務委託費の予算要求額 (「用地事務委託費の算定、調整及び精算について(調達用地部長通達 S51.6.8調用一第25号)」 2の二に基づく最低値率)	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「六大都市市街地価格指数」、「建設工事費デフレクター」(建築総合)	1) 同左 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「建設工事費デフレクター」(建築総合)	1) 同左 2) 同左	
5.埋蔵文化財発掘調査費 原価算入範囲	埋蔵文化財発掘調査費	埋蔵文化財発掘調査費用	(注)	-	開始B/S関係 4.(11)
原価算入額	1)近年の調査費実績から面積あたりの埋蔵文化財発掘調査費を算 2)原価算入額 = 面積あたり発掘調査費 × 棚卸数量	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「六大都市市街地価格指数」、「建設工事費デフレクター」(建築総合)	(注)	-	
6.労務費及びその他経費 原価算入範囲	土地の取得及び補償費等、資産取得のために直接携わった公団(工事事務所)職員の人件費、工事事務所の借上費用や光熱水料等の支出 給与 法定福利費 退職給与引当金繰入額 厚生費 工事事務所建物等減価償却費 工事雑費 工事事務所等維持費 運転業務委託費	用地取得、損失補償等の業務に携わった公団職員分に相当する人件費、事務所の借上費用及び光熱水料等の支出	同左	-	開始B/S関係 4.(11)
原価算入額	原価算入額 = A × B / C A: 標準的単金等により算出される再調達原価の直接費相当額 B: 原価算入すべき労務費等の支出額の直近5年の平均値 C: 直接費(工費、用地費及び補償費等)の支出額の直近5年の平均値	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価 = 取得原価 × デフレクター ・使用デフレクター: 「六大都市市街地価格指数」、「建設工事費デフレクター」(建築総合)	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2) 同左	-	

(注)埋蔵文化財発掘調査費について  
 1. 工事完了検査調書で「付帯工事費」として整理されている。  
 2. 土地の取得が完了した後、工事開始に先立って行われる性格のものである。  
 上記理由により、構築物の付随費用として整理している。

資産評価基準（償却資産） 比較

項目	日本道路公団	首都高速道路公団	阪神高速道路公団	本州四国連絡橋公団	検討課題の整理
評価方法	道路事業固定資産は、個別資産を現時点で新たに取得すると仮定した場合の取得原価を求め、それを各資産の取得後の経過期間に応じた減価償却を実施した場合の「(減価償却後)再調達原価」に基づいて評価。 再調達原価の算定に際しては、現時点で建設に要する工事費、人件費等を積み上げて見積り、資産価額を算出し、これを基礎価額と	道路事業固定資産の資産種類ごとの取得価額に、それぞれ一定のデフレーターを乗じた調整後の額から、取得後の経過期間に応じた減価償却額を控除した額に基づいて評価。	同左	同左	開始B/S関係 4.(2)
1.再調達原価の算定方法	1)「標準的単金」に棚卸数量を乗じ直接工事費を算出し、道路建設に要する間接費を加算し再調達原価を算定  下記に関してはそれぞれの方法で再調達原価を算定 ・平成14年度等、近年に供用した償却資産・・・取得原価(最近の資産価額を反映している)ので取得原価をもって再調達原価とみなす。 ・東京湾アクアライン・・・取得価額をデフレーター処理(建設協定などの資料に基づき算出した取得価額をデフレーター処理することにより再調達原価を算出)	1)道路資産を構成する道路構造物を用途又は構造ごとに分け(コンクリートの橋、金属造のガードレール等)、次いでそれぞれの資産に対応する取得原価を高速道路の最初の供用から平成13年度までの間、公団内部資料(工事完了検査調査等)を用いて年度ごと・路線ごとに整理し、最後に平成14年度内の道路資産の異動履歴を追加し、平成14年度末の取得原価を確定。 2)各資産の取得原価を基礎として、道路事業固定資産(建設仮勘定を含む)については、それぞれの取得年度に当該年度のデフレーターを乗じて現在価値(再調達原価)を算定。	1)過去の工事完了検査調査及び決算書類等より、供用区間毎・資産区分毎に整理し、道路資産の取得原価を算定。  同左	1)契約書、工事完了検査調査等により、道路資産を構成する個々の資産の取得価額を算定	開始B/S関係 4.(2)
2.減価償却計算					
残存価額	取得価額の5%	5%	同左	同左	開始B/S関係 4.(8)
償却方法	定額法	同左	同左	同左	
3.その他					
建設仮勘定の扱い	取得原価で評価	デフレーター処理	同左	同左	開始B/S関係 4.(4)
構成要素					
1.直接工事費	細目又は細目を構成する要素ごとに設定した「標準的単金」に各々の棚卸数量を乗じて算定	実績にデフレーターを乗じて算定	同左	同左	
2.補償費	補償実績にデフレーターを乗じて道路延長あたりの金額を算出し、主要構造物(土工、トンネル、橋梁)の延長に乘じて算定	実績にデフレーターを乗じて算定	同左	同左	開始B/S関係 4.(9)
3.測量費等	近年の実績に基づき、直接工事費に対する比率を用いて算定	実績にデフレーターを乗じて算定	同左	同左	開始B/S関係 4.(11)
4.施工管理委託費	近年の実績に基づき、直接工事費に対する比率を用いて算定	実績にデフレーターを乗じて算定	同左	同左	開始B/S関係 4.(11)
5.労務費及びその他経費	近年の実績に基づき、直接工事費・測量費等に対する比率を用いて算定	実績にデフレーターを乗じて算定	同左	同左	開始B/S関係 4.(11)
6.建設中の金利	建設期間が、道路の建設着手(高速道路は施行命令、一般有料道路は事業許可)から開通まで平均的に10年を要することから、現在から10年前に遡って建設を開始し、現在をもって完成したと仮定して、年度ごとの投資パターン比率から、年度別の再調達原価(建設中の金利を除く)の累計額を算出し、それぞれに対応する各年度の適用利率(仮定した10年間の投資年度ごとの借入金等残高平均金利を適用)を乗じて合算して、建設中の金利を算出	実績にデフレーターを乗じて算定	同左	同左	開始B/S関係 4.(10)
7.補足事項					
付替水道路に要する支出	付替えた水道路の構築物(のり面工、用・排水構築物、舗装等)、ホールディングに要する支出を付け替えの原因となる構築物の資産原価に	実績にデフレーターを乗じて算定	同左	付け替えた水道路の構築物は、資産原価から除外	開始B/S関係 4.(11)
一般旅客定期航路事業等交付金	実績にデフレーターを乗じて算定			実績にデフレーターを乗じて算定	
詳細					
1.直接工事費 原価算入範囲	構築物等を建設するために直接要する支出。 (仮橋、工用道路など償却資産の建設のために必要な附属費用を含む)	同左	同左	同左	
原価算入額	「標準的単金」×棚卸数量	1)過去の工事完了検査調査及び決算書類等に基づき、供用区間毎・資産区分毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価=取得原価×デフレーター ・使用デフレーター:「建設工事費デフレーター」(首都)	1)過去の工事完了検査調査及び決算書類等に基づき、供用区間毎・資産区分毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価=取得原価×デフレーター ・使用デフレーター:「建設工事費デフレーター」(阪神)	1)過去の契約書、工事完了検査調査等に基づき、供用区間毎・資産区分毎に整理し、取得原価を算定 2)再調達原価=取得原価×デフレーター ・使用デフレーター:「建設工事費デフレーター」(本四公団)	
その他補足事項	「標準的単金」は、細目又は細目を構成する要素ごとに、近年(2-3年、最長5年間)の工事の実績について調査・集計を行い設定。				
2.補償費 原価算入範囲	事業損失、漁業補償、特殊物件(上下水道等)の移設(付替)に要する費用等、構築物の建設に伴い必要となる補償に要する支出	同左	同左	構築物の建設に伴い必要となる漁業補償、事業損失	開始B/S関係 4.(9)
原価算入額	1)改築事業区間以外に係る補償費 原価算入額=開通延長(Km)×単位延長当たり補償費  ・単位延長当たり補償費 =補償費算入総額/H14年度末営業中区分延長 2)改築事業区間に係る補償費 原価算入額 =改築事業の施行済区分延長(Km)×単位延長当たり補償費 ・単位延長当たり補償費 =改築事業区間の補償費算入総額/H14年度末改築事業施行済区分延長	1)過去の工事完了検査調査及び決算書類等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレーター ・使用デフレーター:「建設工事費デフレーター」(首都)	1)過去の決算書類等に基づき、路線毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレーター ・使用デフレーター:「建設工事費デフレーター」(阪神)	1)過去の契約書、工事完了検査調査等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレーター ・使用デフレーター )漁業補償費 : 消費者物価指数 )事業損失 : 「建設工事費デフレーター」(本四公団)	
その他補足事項	1)漁業補償費については、補償実績に消費者物価指数(CPI)を乗じて1箇所当たりの金額を算定し、補償要因となる構築物を個別に特定して配賦計算を行っている。  2)補償費に係る労務費も原価算入対象としている。	1)漁業補償費については補償要因となる構築物を個別に特定して配賦計算を行っている。  同左		1)漁業補償費については補償要因となる供用区間毎の個別資産(海峡部)に金額比例按分  2)補償費に係る労務費は、「5.労務費及びその他の経費」として供用区間毎の個別資産に金額比例按分	

資産評価基準（償却資産） 比較

項目	日本道路公団	首都高速道路公団	阪神高速道路公団	本州四国連絡橋公団	検討課題の整理
3. 測量費等 原価算入範囲 原価算入額	構築物等の建設に伴う地形測量・土質調査・構造物設計等に要する 直接工事費×測量費率  ・測量費率 =H11年度～H13年度の資産額計上対象測量費等/工事費合計額 ・費用処理するもの：広告・広報関係費用、道路管理用図面作成 費用	同左 1)過去の工事完了検査調書及び決算書類等に基づき、供用区間毎に 把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（首都）	同左 1)同左 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（阪神）	同左 1)同左 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（本四公団）	開始B/S関係 4.(11)
その他補足事項				・供用区間毎の個別資産に金額比例按分	
4. 施工管理委託費 原価算入範囲 原価算入額	工事監督の補助等業務委託に要する支出 直接工事費×施工管理委託費率  ・施工管理委託費率 =H11年度～13年度資産額計上対象施工管理委託費/工事費合計額	同左 1)過去の工事完了検査調書及び決算書類等に基づき、供用区間毎に 把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（首都）	同左 1)同左 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（阪神）	同左 1)同左 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（本四公団）	開始B/S関係 4.(11)
その他補足事項				・供用区間毎の個別資産に金額比例按分	
5. 労務費及びその他の経費 原価算入範囲 原価算入額	設計業務・工事現場監督・検査及び償却資産に算入する補償業務等、 資産取得のために直接携わった公団（工事事務所）職員の人件費、 構築物等に係る工事事務所の借上費用や光熱水料等の支出 給与 法定福利費 退職給与引当金繰入額 厚生費 工事事務所建物等減価償却費 工事雑費 工事事務所等維持費 運転業務委託費	設計業務・工事現場監督・検査等の資産取得のために携わった公団職員 の人件費、事務所の借上費用や光熱水料等の支出	設計業務・工事現場監督・検査等の資産取得のために携わった公団職員 の人件費、事務所の借上費用や光熱水料等の支出	設計業務・工事現場監督・検査等の資産取得のために携わった公団職員 の人件費、事務所の借上費用や光熱水料等の支出	開始B/S関係 4.(11)
原価算入額	A×B/C  A：標準的単金等により算出される再調達原価の直接費相当額 B：原価算入すべき労務費等の支出額の直近5年の平均値 C：直接費（工費、用地費及び補償費等）の支出額の直近5年 の平均値	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（首都）	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（阪神）	1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（本四公団）	
その他補足事項				・供用区間毎の個別資産に金額比例按分	
6. 建設中の金利 原価算入範囲 原価算入額	建設期間中に発生する金利 建設期間が、道路の建設着手（高速道路は施行命令、一般有料道路 は事業許可）から開通まで平均的に10年を要することから、現在か ら10年前に遡って建設を開始し、現在をもって完成したと仮定し て、年度ごとの投資パターン比率から、年度別の再調達原価（建設 中の金利を除く）の累計額を算出し、それぞれに対応する各年度の 適用利率（仮定した10年間の投資年度ごとの借入金等残高平均金利 を適用）を乗じて合算して、建設中の金利を算出  ・借入金等残高平均金利=JH負担金利/総資金平残 ・各年度における投資については、年度中央において実施されたも のと仮定し算定 ・建設中の金利に関する比率の算定にあたっては、前年度以前の利 息から発生する利息（複利分）については考慮していない	同左 1)過去の工事完了検査調書及び決算書類等に基づき、供用区間毎に 把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（首都）	同左 1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（阪神）	同左 1)同左 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（本四公団）	開始B/S関係 4.(10)
その他補足事項				・供用区間毎の個別資産に金額比例按分	
7. 補足事項 (1) 付替道水路等に要する支出 原価算入範囲 原価算入額	付替えた道路及び水路等の構築物の取得に要した支出 標準的単金×数量	付替道水路等に要する支出 1)過去の工事完了検査調書及び決算書類等に基づき、供用区間毎に 把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（首都）	1)過去の工事完了検査調書及び決算書類等に基づき、供用区間毎に 把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（阪神）	- -	開始B/S関係 4.(11)
その他補足事項	・算入対象資産：「土工（切土、盛土）」、「橋梁・高架橋」 「本線加幅」ト、「堀割（半地下）構造」	・算入対象資産：「土工」、「橋梁」、「半地下道路」、「トンネル」	・算入対象資産：「土工」、「橋梁」、「半地下トンネル」、 「トンネル」等、本体構造物	-	
(2) 一般旅客定期航路事業等交付 原価算入範囲 原価算入額	一般旅客定期航路事業等交付金 1号交付金 実績値 2号交付金 建設工事デフレターを乗じて算定 3号交付金 CPI又は建設工事デフレターを乗じて算定 4号交付金 船員労働委員会による労働経済指標のうち、賃金変動 率を乗じて算定			一般旅客定期航路事業等廃止等交付金 1)過去の決算書類等に基づき、供用区間毎に把握して計上 2)再調達原価=取得原価×デフレター ・使用デフレター：「建設工事費デフレター」（本四公団）「船員労働委員 会による労働経済指標のうち賃金の変動率」 1号交付金…交付金額（デフレットしない） 2号交付金…建設工事費デフレター 3号交付金…建設工事費デフレター 4号交付金…賃金の変動率	開始B/S関係 4.(11)
その他補足事項	個別資産の取得原価に算入（東京湾アクアラインのみ）			・供用区間毎の個別資産（海峡部）に金額比例按分	